

令和6年度 東京都水防計画の主な改定点

1 令和6年度 水防上注意を要する箇所

- 現場精査の結果、都が管理する一級・二級河川における水防上注意を要する箇所を改定する。

種別	基準	箇所数(延長)		
		令和5年度	令和6年度	増減(R6-R5)
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所	83箇所 (27,380m)	82箇所 (27,210m)	△1箇所 (△170m)
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所	6箇所 (1,640m)	6箇所 (1,640m)	0箇所 (0m)
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗堀及び水衝部のため、その強さに注意する箇所	11箇所 (2,500m)	9箇所 (2,270m)	△2箇所 (△230m)
りっこう 陸 閘	陸閘（堤防や護岸を連続させられない場合に設けた開閉式の門扉）が設置されている箇所	23箇所 (497m)	23箇所 (497m)	0箇所 (0m)
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所	107箇所 (12,570m)	107箇所 (13,265m)	0箇所 (695m)
合計		230箇所 (44,587m)	227箇所 (44,882m)	△3箇所 (295m)

【改定箇所】

資料編 4 資料 4.1 水防上注意を要する箇所(都管理河川)

2 水位周知河川（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）の新規指定及び運用

- 「氾濫危険水位」に到達したときに、東京都（河川管理者）が単独で「氾濫危険情報」を発表。
- 洪水時の自主避難、関係区市による水防活動や避難情報発表等の判断に活用。
- 令和6年度より運用開始。

【改定箇所】

第4章 防災気象情報 4.5.2 水位周知河川(都管理)

3 氾濫発生情報の運用開始

- 基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したとき、あるいは氾濫を確認したとき、「氾濫発生情報」を発表。令和6年度より運用開始。

【改定箇所】

第4章 防災気象情報

4.5.1 洪水予報河川(都管理)、4.5.2 水位周知河川(都管理)、4.5.5 その他河川(都管理)※新規



洪水予報河川 発表基準

種類	発表基準
(〇〇川) 氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは洪水予報区間において氾濫を確認したとき
(〇〇川) 氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
(〇〇川) 氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

水位周知河川 発表基準

種類	発表基準
(〇〇川) 氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは水位周知区間において氾濫を確認したとき
(〇〇川) 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
(〇〇川) 情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき